免責審尋期日

平成２３年（フ）第７６４９号
東京都港区南青山７丁目13―３―602
破産者　馬場　厚子
審尋期日　平成24年４月23日午後３時
平成24年２月24日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２号
長野市大字鶴賀緑町1401番地
清算株式会社　株式会社信濃五六七
代表清算人　荒井　政子
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０８９号
東京都千代田区麹町３丁目４番地
清算株式会社　株式会社エスエスアール
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０８３号
東京都千代田区外神田１丁目５番８号　末初ビル２階
清算株式会社　神田不動産開発株式会社
代表清算人　中井　康夫
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
１　一般債権
「一般債権」とは、協定債権のうち後述の担保権付債権及び敷金・保証金債権に該当しないものをいい、かかる一般債権を有する協定債権者を「一般債権者」という。
２　担保権付債権
「担保権付債権」とは、協定債権のうち清算株式会社が所有する不動産について、特別清算開始決定日までに対抗要件を備えた担保権（会社法522条２項所定の担保権に限る。以下、同じ。）を設定している債権をいい、係る担保権付債権を有する協定債権者を「担保権付債権者」という。なお、担保権付債権について担保権の行使等によって弁済を受けることができない債権の部分を「担保権不足額」といい、かかる債権部分は一般債権として扱う。
３　敷金・保証金債権
「敷金・保証金債権」とは、協定債権のうち、清算株式会社が所有ないし賃借している不動産を第三者に賃貸している場合（以下、当該不動産を「賃貸不動産」という。）で当該賃貸借契約に付随して賃借人が清算株式会社に対して有する敷金または保証金返還請求権をいう。
第２　通則
１　弁済の場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
第３以降に規定する弁済額の計算の結果、１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
第３　一般債権の扱い
１　利息・遅延損害金の免除
一般債権のうち利息及び遅延損害金（特別清算開始決定日の前後を問わない。）については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける（以下、かかる免除後の一般債権を「免除後一般債権」という。）。
２　第１回弁済及び放棄
⑴　第１回弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、免除後一般債権の債権額の４パーセント相当の金員を支払う。
⑵　第２回放棄
各一般債権者は、前記⑴の弁済を受けたときに、免除後一般債権から第１回弁済により受けた弁済額を控除した残額について、その債権を放棄する。
３　最終弁済
⑴　最終弁済
清算株式会社は、全資産（担保権が設定された資産を含む。以下同じ。）の換価処分及び回収が完了（以下、当該時点を「全資産処分完了時点」という。）した後１か月以内に、以下の方法にて最終弁済を行う。
ア　全資産処分完了時点における清算株式会社の保有する現預金から、今後清算結了までに発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた費用及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、最終弁済原資とする。
イ　最終弁済原資を、全資産処分完了時点に存在する一般債権者の第１回弁済及び第１回放棄を実施する前の各一般債権者の免除後一般債権の債権額により按分し、各一般債権者に対する弁済額を算定し、最終弁済として支払う。
⑵　第１回放棄の効力の失効
前記⑴による最終弁済が行われた際、第１回放棄は当該弁済金額の限度で第１回放棄時に遡ってその効力を失うものとする。
４　追加弁済
前記３による最終弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、前記３⑴イの基準に従い弁済する。この場合においては、第１回放棄は新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第４　担保権付債権の扱い
１　担保権付債権の弁済
⑴　担保権の対象となっている資産を速やかに換価処分し、換価代金から当該換価手続に係る税金・仲介手数料等の諸費用を差し引いた上で、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲内で、各担保権付債権の弁済に充てる。
⑵　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
２　利息・遅延損害金の免除
前記１により担保権付債権の担保権不足額が確定した場合、当該時点において担保権不足額に係る協定債権のうち利息及び遅延損害金（特別清算開始決定日の前後を問わない。）について全て免除を受け、その残額については以後免除後一般債権として扱う。
３　担保権不足額に係る協定債権の弁済
⑴　第１回弁済
担保権付債権者において、前記１によりその有する全ての担保権付債権の担保権不足額が確定した場合、その確定した時期を基準に下記①または②に従い第１回弁済を受け、また第１回放棄を行うものとする。
①　本協定認可決定確定日までに確定した場合担保権付債権者は、その有する免除後一般債権について、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、前記第３、２に従い第１回弁済を受け、また第１回放棄を行う。
②　本協定認可決定確定日以後に確定した場合担保権付債権者は、その有する免除後一般債権について、担保権不足額が全て確定した日から１か月以内に、前記第３、２に従い第１回弁済を受け、また第１回放棄を行う。
⑵　最終弁済及び追加弁済
担保権不足額については、第３、３及び同４に従って最終弁済及び追加弁済を行う。
第５　敷金・保証金債権の扱い
１　賃貸不動産を売却した場合の措置
清算株式会社は、賃貸不動産を換価処分する場合には、買受人に敷金・保証金債権を免責的に承継させるものとする。ただし、当該換価処分時に賃借人の清算株式会社に対する未払賃料債務等があれば、その弁済としてこれを充当後の敷金・保証金債権の額を限度とする。
２　賃貸不動産に関する賃貸借契約が解約された場合の措置
清算株式会社と賃貸不動産に係る賃借人との間で賃貸借契約が解約された場合、当該賃貸不動産に係る明渡しが終了することを条件として、当該賃借人が有する敷金・保証金債権のうち、当該賃貸借契約が解約された当時賃借人の清算株式会社に対する未払賃料債務等を控除した分について、以後一般債権として扱う（以下、係る敷金・保証金債権を「承継外敷金・保証金債権」という。）。